○厚生労働省告示第二百三十三号

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表1の障害児相談支援費の注5に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

一　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島

三　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

四　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

五　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

六　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島

七　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

八　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

九　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

十　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

○厚生労働省告示第二百三十四号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十五条第三項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和五十二年厚生省告示第二百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二号中「事業」の下に「、同法第二十一条の六の措置（同法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）」を加え、「（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）」を削る。

○厚生労働省告示第二百三十五号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第八十六条第十二号の規定に基づき、健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「第二十二条第一項の助産の実施」を「第二十一条の六の措置（同法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）、同法第二十二条第一項の助産の実施」に改め、「（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）」を削る。

○厚生労働省告示第二百三十六号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百二十七号）の施行に伴い、並びに健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき、健康保険法施行規則第百六条第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

題名中「第百六条第八号」を「第百六条第一項第八号」に、「第九十六条第八号」を「第九十六条第一項第八号」に改める。

第一号中「事業」の下に「、同法第二十一条の六の措置（同法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）」を加え、「（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）」を削る。

○厚生労働省告示第二百三十七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百二十七号）の施行に伴い、並びに健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき、健康保険法施行規則第百八条第七号及び船員保険法施行規則第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

題名中「第百八条第七号及び」を「第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに」に、「第九十八条第五号」を「第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号」に改める。

第一号中「事業」の下に「、同法第二十一条の六の措置（同法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）」を加え、「（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）」を削る。

○厚生労働省告示第二百三十八号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第五条の五第十二号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十八年厚生労働省告示第三百七十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「第二十二条第一項の助産の実施」を「第二十一条の六の措置（同法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）、同法第二十二条第一項の助産の実施」に改め、「（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）」を削る。